

株式会社の基本的性格 (一)

内 川 菊 義

一 は し が き

現在の資本主義社会のもとでは、諸財貨および諸役の生産ならびに交換は、その主要な部分が株式会社によって行なわれ、そのごく一部分が他の個人企業、組合企業、合名会社、合資会社などによって行なわれている。したがって現在の支配的な企業形態は株式会社であって、他の諸企業形態は単に付随的な企業形態であるにすぎないということが出来るが、それでは、この株式会社は歴史的にはいつごろに発生し、そしていつごろから支配的な企業形態となつたのであろうか。

企業が家計から分離する過程、すなわち営利活動の単なる個人的消費活動からの分離過程は、はじめはきわめて偶然的例外的に行なわれ、のちそれが次第に定期化し常則化して、八・九世紀から一〇・一一世紀ごろには、それらの傾向が社会的にもかなり認められるようになったのであるが、もちろん、そのころにはまだ株式会社というものは存在しない。株式会社というものがはじめて成立したのは、今日の通説によれば、一七世紀のはじめすなわち一六〇二

年に、オランダ連邦議會の特許状によって設立されたオランダ東インド会社においてである。そしてこの会社組織は、その後フランス、ドイツ、スエーデン、デンマーク、イタリアなどの全ヨーロッパ大陸へつきつきに伝えられるとともに、またイギリスにおいては、同じく一七世紀のはじめに、國王の特許状により設立された東インド会社、アフリカ会社などのジョイント・ストック・カンパニーが、一六六二年のチャールス二世の「条例」によって、あいっいで株式会社形態に移行したといわれている。

しかしながらその当時の株式会社は、もっぱら外国貿易および植民・探險などのきわめて巨額の資本を必要とし、しかも危険度の大きい事業においてのみ設立されたのであって、他の国内商業あるいは工業などの一般産業において設立されたのではない。これらの一般産業において株式会社が設立されるようになったのは、ようやく一九世紀の後半、すなわち産業革命がいわゆるの完成をみて資本主義的生産方法が一般化したあとにおいてである。

したがってここに疑問が生じてくるのは、株式会社は、右のように營利活動の家計からの分離すなわち企業の成立と同時に成立せず、それから數世紀後の一七世紀になって、はじめて、前期的商業資本のもっとも代表的な部門である外国貿易において成立し、しかも資本主義的自由競争がまさに終わりに近づこうとするころになって、その存在が社会的に一般化するようになったのは、なぜであろうかということである。いいかえれば、株式会社がもしも現在の支配的な企業形態であるならば、それは、なぜに企業活動の成立した当初から支配的な企業形態となることができなかったか、あるいはまた、株式会社がもしも一七世紀のはじめに成立したのであれば、それは、なぜにその成立した当初から支配的な企業形態となることができなかったか、ということである。

しかしながらこの疑問にたいして答えることは、同時に株式会社のもつ基本的性格が何であるかを明らかにすることになるとも考えられる。

というのは、株式会社を他の企業形態から區別する契機、すなわち株式会社の「基本的特質」として、たとえば大塚教授は、

「(a)株式会社の社員は、凡そ二つのグループ、即ち、機能資本家的支配者団と無機能な一般株主群に分れてゐるが、社員の責任はその何れをとわずすべて有限責任である。この『全社員の有限責任制』が株式会社の決定的な指標である。

(b)右の事実とならんで、株式会社においては種々の会社機関が形成されており、中心的機能資本家団は、何らかの方法によつて、之におけるポジションを獲得して、以て会社企業を支配する。

(c)右の二者と並んで、株式会社の資本は譲渡自由な『株式』に分割せられ、その結果社員の入社・退社に關係なき永続性をもつ。」

という三つの項目をあげておられるが、前述のように、一七世紀のはじめごろまでにはまだ株式会社が存在しなかつたということは、そのころまでの企業活動においては、かかる基本的性格をもつ企業形態はまだ不要であつたといふことを示し、また一七世紀のはじめになつて外国貿易部門にのみ株式会社が成立したといふことは、そのころは、かかる基本的性格をもつ企業形態が外国貿易部門にのみ必要であつて、他の産業部門には不必要であつたといふことを示し、最後に一九世紀の後半になつて株式会社の存在が社会的に一般化するようになったといふことは、そのころになつて、はじめてかかる基本的性格をもつ企業形態が、すべての産業部門に必要なつてきたといふことを示す結果となり、したがつてこの株式会社の成立および発展の過程を理論的に考察してゆくことは、同時に企業形態の一種としての株式会社のもつかかる基本的性格を明らかにしてゆく結果となるからである。

そこで以下においては、株式会社は、なぜに一七世紀のはじめに外国貿易部門において発生し、それが一九世紀の

後半になって全産業部門に一般化しようになったか、その理論的必然性を考察するという形において、この株式会社のもつ基本的性格を明らかにしてゆくことにする。

(1) 大塚久雄著 株式会社発生史論 昭和二年 上巻 二二九頁、

二 株式会社の成立以前

一 諸財貨の交換は、最初は各種族間の余剰生産物の交換として偶然的に行なわれたにすぎないが、それが次第に頻繁化するにつれて、のちにはこれらの各種族の内部に個人的所有の觀念が発生し、各個人のあいだで諸財貨の生産および交換が行なわれるようになり、かくして交換のための諸財貨の生産すなわち商品生産が発生することになった。

しかもローマ帝政時代には、すでにかかる商品との交換を媒介する取引、すなわち商取引から利潤を獲得しようとする商人があらわれて、各属州の都市と農村のあいだを行商し、さらには地中海沿岸地方から遠くゲルマン民族との交易に従事するようになった。そして西ローマ帝国の滅亡後はコンスタンチノープルがかかる商取引の中心地となったが、一〇世紀から一一世紀ごろになると、ライン河流域においても秩序的な商取引が行なわれるようになった。しかしながらこの時代の商取引にあらわれた「商品の数は極めて僅少であつて、それも日常使用品ではなく寧ろ珍奇の天産品、高価な工業製品等の奢侈品に過ぎなかつたのである」⁽¹⁾から、クローリッシャー教授も述べておられるように、われわれはこの時代の商取引をことさらに過重視して、それが社会的に一般化していたなどと結論してはならないように考へる。

ところが一一世紀の終わりに十字軍の遠征が起ると、地中海沿岸地方は、東西の財貨および文化の交流を可能にする重要な交通路として繁栄するとともに、また北海とバルト海沿岸地方は、北ヨーロッパ諸国とイギリス、フラン

ドルなどを結びつける重要な交通路として興隆し、そしてこの南北二つの商取引の中心領域を結び合わせるものとして、シャンパーニュにあたらしく歳市が開かれるようになった。が、このシャンパーニュは、のちフランスとイギリスのあいだの百年戦争を契機として衰えはじめ、そこでイタリヤ、ドイツなどの商人は、かかる中介地を経ることなく直接に交易をはじめようになった。かくして南ヨーロッパと北ヨーロッパの商取引は、ジブラルタル海峡とビスケー湾を経て海路によって行なわれるとともに、またライン河に沿いイタリヤからアルプスを越えて陸路によっても行なわれるようになり、したがってこれらの海路および陸路に沿って多くの商業都市が発生し、歳市が開かれ繁栄をきわめるにいたった。

二ところがこの中世紀末までの時代においては、交通の技術が未発達のうち、海難などの自然的危険および封建的権力者の漂着物没収権、商取引阻止、盗賊、海賊などの社会的危険が存在したために、商取引はきわめて危険の多い射倖的な冒險的事業の性格をもっていた。

したがって中世初期には、わずかに手工業者が商人をかねて、近距離のあいだを行商するにすぎなかったが、やがて都市がおこり歳市が開かれるようになると、商人は、陸上では相互に隊商を組み、また海上では船隊を組んで、武備をととのえ、遠隔の地方にも出かけて商取引に従事するようになった。ことに海上では、船舶の艦装のためにかなり多額の資本を必要とするようになったために、はじめは冒險心に富む商人が、自己の所有するなにかの資本で艦装をととのえていたのに、のちにはその艦装のために誰か別の人から資本の提供を仰がねばならぬようになり、ここにコンメンダ (Commenda) が発生するにいたった。

「コンメンダの形態は時代によりまた地方によって差異があるが、これを一般的に規定すれば、商業利潤の共同分配を条件として一方の当事者である資本家が貨幣または商品を手方たる商業活動の担当者に委託し処分させる行為

または制度を意味する⁽⁶⁾。すなわちコンメンダはすでに九世紀ごろには存在し、一〇世紀にはほぼ制度として完成していたようであるが、はじめは利殖を求める資本所有者が資力なき冒險商人に一定量の商品を委託し、彼をして販売取引に従事せしめるという形で行なわれたが、のちには商品のかわりに貨幣を委託して、商品の仕入れから販売にいたる一切の商取引を彼にまかせるようになった。したがって商取引は、はじめは委託者の名によって行なわれていたが、のちには受託者の名によって行なわれるようになった。そしてこのようなコンメンダは一方的コンメンダとよばれ、委託者はコンメンダートル (commendator)、また受託者はトラクタートル (tructor) あるいはポルタートル (portator) とよばれたが、しかしこのコンメンダにおいては、トラクタートルは単に無資力の冒險商人にすぎなかったから、商取引の指導的地位を握っていたのは、むしろコンメンダートルであった。したがって利潤の分配はコンメンダートルが四分の三で、トラクタートルで四分の一という割合であったし、また損失の場合には、コンメンダートルは委託した資金の返還を請求しえない、すなわち出資額を限設とする有限责任であったのにならば、トラクタートルは資金の返還を求められないかわりに、その他の一切の責任を負う、すなわち無限責任を負ったのである。

ところがかかる一方的コンメンダにおいて、トラクタートルがとくに有能で資力を蓄積した場合には、彼も同様に資本を提供しようとするであろうし、またはじめ自己所有の資本で商取引に従事した商人が、商取引の拡大とともに資力の不足をきたした場合には、みずからはトラクタートルとなって他にコンメンダートルを求めるということも行なわれて、ここにトラクタートルもコンメンダートルと同様に資本の提供をなすところの双方的コンメンダが発生し一般化するようになった。この双方的コンメンダはまたソキエタス・マリス (societas maris) とよばれたが、このコンメンダにおいては、トラクタートルが三分の一、コンメンダートルが三分の二の割合で資本の提供をなし、利潤は折半⁽⁶⁾、損失の場合には、さきの一方的コンメンダと同様に、トラクタートルは無限責任を負い、コンメンダートル

ルは出資額を限度とする有限責任を負った。かくしてこのコンメンダにおいては、トラクタートルが指導的地位になり、彼が業主とよばれるようになった。

三右に述べたように、海上の冒険的商取引においては、それに従事する商人がみずから資本を所有しないか、もしくは所有するにしてもそれが不足する場合には、コンメンダの形態において、みずからは商取引に従事しない他の資本所有者から資金の委託をうけて、それに従事するということが行なわれたのであるから、それは資本の所有を担当せずに資本の機能を担当する機能資本家と資本の所有を担当するのみにて資本の機能を担当しない無機能資本家との結合を示す最も端初的な形態であるが、しかしそれと同様のことは、陸上の商取引においても行なわれ、右のソキエタス・マリスが陸上に転用せられて陸上コンメンダ (land commenda) となるとときには、それをとくにソキエタス・テツラエ (societas terrae) とよんだ。

ところが陸上の商取引においては、それぞれの価格組織を異にする諸市場圏の媒介の範囲が次第に拡大し経常化して、それに要する資本金額が増大してくると、各市場圏に居住する商人は、これまでの単なる自己所有あるいはコンメンダートルから委託をうけた資本だけでは、もはやその必要とする資本金額をまかなうことができなくなると同時に、各市場圏の異なった商況を利用するために相互に協力することがせひとも必要となり、ここに各商人が「その資本を結合して大資本を形成し、これを共同に経営する共同企業」が成立することとなり、かくして機能資本家同志の無限責任的結合としてのソキエタス (societas) が発生することになった。もつともこのソキエタスは、各商人が同一地域に居住している場合においても当然におこりうるし、また海上商取引においても、それが次第に当座的な取引形態から各市場圏のあいだの経常的な取引形態へと移行するにつれて、各海港都市においてそれぞれ自成的に成立するようになった。

ところでこのソキニタスは、最初は「ゴールトシュミットが推定してゐやうに……おそらく機能資本家同志の間の『相互的コンメンダ』とも云ふべきものとして発生したのではあるまいか」というのは「初期のソキニタス……は……一定の『商号』をそなへず、個々の取引に際してその度毎に当該企業を代表する社員の姓名を以て自己を表示し……例へば……ある時は A und seine Gesellschaft、ある時は B und seine Gesellschaft……という風によばれた」し、また「一定期間の存続期間をもっていて……多かれ少かれ所謂当座性を残していた」からである。しかしながら前にも述べたように、その商取引の内容が次第に永続性を増して客観性をそなえてくると、この当座的性格はそれと共に消滅し、客観的な商号をもち、同時に共同財産が形成されるようになって、ここに現在の合名会社とまったく同一の企業形態が完成されることになつたのである。

四さてこのようにして成立したソキニタスは、分散した各市場箇の媒介の範囲が拡大し、またその度数が頻繁となるにつれて、そのなかに結合せしめられる商人の数すなわち機能資本家の数を増大せしめて、その規模を拡張してゆく。しかしながらこのソキニタスのなかに結合せしめられた諸機能資本家は、もともとソキニタスの外にあつては、相互に対立し反撥しあつていたのであるが、それが競争の必要にかりたてられて、やむをえず同一企業内に結合したのであるから、彼らは、この企業内において相互に協力しつつも、なお企業の経営を支配して利潤の分配をできうるかぎり自己に有利なように確保しようとして相互に対立し反撥する。しかもこの対立し反撥する関係は、結合に参加する機能資本家の数が増加すればますますはげしくなるのであるから、彼らの数がある一定の大きさに増加すると、この対立と反撥の関係は極点に達して、ついに彼らのあいだに分裂を生ぜしめる。かくしてこのソキニタスにおいては、結合の範囲は機能資本家同志の相互の協力が可能である比較的せまい範囲にかぎられることになる。

ところが各企業間の競争がいよいよおし進んで、それにうち勝つための資本の必要額が、かかるせまい資本の結合範囲をこえて増加するようになると、このソキエタスによつてはもはやその必要とする資本を調達することができなくなる。そこでそれにかわる新しい企業形態として、このソキエタスと前述のコンメンダトを融合することが企てられる。すなわちソキエタスによる資本調達上の欠点は、資本の増加と同時に機能資本家の数が増加することであるから、この融合形態においては、ソキエタスによる機能資本家の結合を中心として、これに企業の経営には参加しない無機能資本家のコンメンダ出資すなわち有限责任的持分資本の出資を受入れて、それによつて資本は増加するけれども機能資本家の数は増加しないように工夫される。

大家教授は、かかる融合形態をマグナ・ソキエタス (*Magna societates*) とよび、これにはつぎの二つの型が存在するといつておられる。⁽⁴⁾ すなわち一つは分散型のマグナ・ソキエタスで、これは、無機能資本家のコンメンダ出資が、ソキエタスを構成せる機能資本家個人にたいして匿名的になされる場合であり、他の一つは集中型のマグナ・ソキエタスで、これは、無機能資本家のコンメンダ出資が、機能資本家個人にたいしてではなくソキエタスそのものにたいして匿名的になされる場合である。が、いずれにしろこの匿名的なコンメンダ出資が、匿名的ではなく記名的となり、企業そのものにたいして直接的になされるようになると、全マダナ・ソキエタスが、もはや単純なる機能資本家の結合すなわちソキエタスとしてではなく、機能資本家と無機能資本家との複合的な結合として表面上にあらわれることとなり、かくして現在の合資会社と同様の企業形態が完成されるようになる。

(1) ケーリッツシャー著 歐洲中世經濟史 渡辺南夫訳 昭和九年 九六頁。

(2) 右同書 九五頁。

(3) 馬場克三稿 近代株式会社の史的展開(一) 昭和三十一年 九州大学経済学研究 第二二卷 第一号 五頁。

- (4) W. J. Ashley, *An Introduction to English Economic History and Theory*, 1925, Vol. I, Book II, p. 413.
 (5) *Ibid.*, p. 414.
 (6) 大塚久雄著 前掲書 一二二頁。
 (7) 右同書 一二四—一二五頁。
 (8) 右同書 一三三—一三四頁。

三 株式会社の成立

一さて前節で述べたようなマグナ・ソキエタスは、イタリアにおいては、すでに一四世紀ごろからかなり存在していたようであるし、また一五世紀においては、南ドイツにおいてもひろく知られていたようであるが、一五世紀の終わりに地理上の発見がなされて、世界商業の中心がイタリアの諸都市からポルトガル、スペインの諸都市に移るようになる、この地においても、またマグナ・ソキエタスは商人のあいだの常識となるようになった。しかもオランダ、イギリスがポルトガル、スペインにかわって世界商業の覇権を握るにいたると、それは、この地においてさらに進んだ形で普及するようになった。

すなわちマグナ・ソキエタスにおいては、機能資本家の一定の結合が中心となって、そのまわりに無機能資本家をコンメンダ出資の形によって集めてゆくのであるから、それは、機能資本家による企業経営の統一性と矛盾することなく、資本集中の必要に応じて適当に資本を増加せしめてゆくことができる。が、しかしこのマグナ・ソキエタスによる資本集中がいよいよ進行して、その規模が巨大化してくると、その中核となる機能資本家の結合は、企業経営の統一性がえられる最大限にまで拡大せられるとともに、そのまわりに集められる無機能資本家の数はきわめて多量にのぼってくる。したがってこの巨大化したマグナ・ソキエタスにおいては、機能資本家は、これまでのように単な

る自己の個人的能力あるいは個人的性格に依じて、他の機能資本家と單純に協力し無組織に經營したのでは、もはや多数の機能資本家による意見の統一をはかつて、膨大化した企業活動の全過程を的確に把握してゆくことは困難になつてくる。

そこで機能資本家は全体的に一団とまとまって、企業經營についてのそれぞれの職能を分化し秩序化して、合目的な組織体系を確立するために、会社機關を制度的に設定し、それぞれの機能資本家は、この会社機關の担当者という資格において企業の經營に従事するようになってくる。かくして会社の業務執行機關としての取締役会、あるいはそのの監査機關としての監査役会などの会社機關が設定されることになる。が、それと同時に、コンメンダ出資者の数が増加してそれが一つの勢力になってくると、たとえば主要出資者總會などの形において、彼らの代表機關が形成されるようになり、ここに社員總會の萌芽形態が見いだされてくる。しかもこれらのコンメンダ出資者は、機能資本家と異なつて、会社の經營からはまったく遊離せしめられた、ただ単に得られた利潤の一部を受動的に分配される無機能資本家であるにすぎない。いいかえれば彼らは、はじめから企業の經營を担当するというよりは、むしろ得られた利潤の分配をうけることのみを目的として、その企業にたいして資本を投下しているのである。したがつて彼らは、自己の欲するときにはいつでもその投下した資本を回収しうることがのぞましいにもかかわらず、彼らの投下した資本は、その企業の現実の商取引のために使用されて、彼らの欲するときにはただちに返済してもらふことができるとはかぎらない。しかもこのことは企業の商取引が永続的となればなるほど、ますますいぢるしくなつてくる。そこで彼らは自己の投下した資本の所有權すなわち持分を、他の人に譲渡することによってそれを回収しようと企てることになる。

かくしてこのマグナ・ソキエタスにおいては、その資本金がそれぞれの出資額に相應する持分に分割されて、それ

が自由に売買譲渡できるようになってくる。もつとも初期のあいだは、その売買譲渡はきわめてきつい制限をこうむったけれども、のちにはその制限がゆるめられるかもしくは名目的となり、しかもその持分が証券化されて、その売買譲渡が自由に行なわれるようになり、ついにはそのための取引所さえ開かれる傾向を示すようになってきたのである。

二ところでこのように会社機関をもち持分譲渡の自由が認められるようになったマグナ・ソキエタスは、フォー・ロンパニーエン (voor compagnie) または先駆会社とよばれ、その形態は、現在の株式会社とほぼ同一のものとなっていた。が、オランダにおいては、このような先駆会社は一五七〇年代の終わりごろ独立戦争が本格的となつて、スペインのフィリップ二世がオランダ商人にたいしてリスボン港を閉鎖し、それによつてオランダ商人のリスボンからヨーロッパ各地への東洋特産品の仲介取引をしめ出そうとしたおり、それに抗してオランダ商人が直接に東インドへの進出を企て諸会社を設立したときの、かかる諸会社の企業形態として発生した。

たとえば一五九〇年代に設立されたアムステルダムの遠国会社ないし旧会社、新ブラバント会社および両会社の合併によるアムステルダム東インド会社、あるいは一六〇〇年および一六〇一年に設立されたゼーラント会社およびデルフト会社などは、いずれも連邦議會および各州会から種々の特権を与へられて、東インド貿易に従事する会社として設立されたものであるが、これらの諸会社は、表面上は一応無限責任を負う機能資本家の結合形態であるソキエタスとしてあらわれた。しかしながらそのおのこの機能資本家は、その背後に多数の無機能資本家によるコンメンダ出資を受入れて、これを自己の名において出資するか、もしくはこれらの無機能資本家によるコンメンダ出資が、直接に会社にたいしてなされる傾向を示していたのであるから、それらは、いずれも実質的には、分散型のマグナ・ソキエタスであるか、もしくは集中型のマグナ・ソキエタスへの傾向を示していたのである。しかもこれらの諸会社の機能資本家

は、単なる取締役団から、のちには取締役会として会社機関の性質をおび、それぞれの職能に分化する傾向を示すようになったし、また出資者群の持分にたいしては一種の持分証券が発行され、その譲渡も許されるようになっていたのである。⁽⁹⁾したがってこれらの諸会社はいずれも先駆会社ということができるとは、しかしこれらの諸会社は、ひとたび設立せられると東インド貿易について相互に競争し覇を争ったために、東インドにおける諸商品の購入価格はいちじるしく騰貴するとともに、逆にアムステルダムにおけるその販売価格はいちじるしく下落し、その結果、東インド貿易による諸会社の利潤はいちじるしく減少することとなるのみならず、さらには会社そのものの存続さえ危険にさらされるようになった。そこでこれらの諸会社は、包括的合併による独占を確立し、それによってかかる利潤の減少あるいは存続にたいする危険からのがれるとともに、さらにはこれまでの価格組織を反動的に維持して莫大な利潤を確保しようとし、ここにその合併工作がおし進められて、一六〇二年三月周知のオランダ東インド会社が設立されることになった。

このオランダ東インド会社は、先駆会社と同様に連邦議會の特許状により設立され、東インド貿易の独占、現地主侯との条約締結など種々の特権を与えられている。しかもこの会社は、先駆会社においてすでにその傾向が見られるようになった一般出資者群の直接出資が制度化されて、一般出資者群は機能資本家団を通じて間接に出資するのではなく、会社備えつけの「社員名簿」へ自己の姓名と任意の出資申込額を記入し、且つその申込額の払込につき直接に会社に対して責任を負うこと⁽¹⁰⁾となっており、同時に機能資本家団はより明瞭に会社機関たるの性質をおびて、種々の組織上の規制を加えられ、たとえば取締役の定員数、その空席のための選任方法および報酬の形態などについて、種々の規定が設けられていた。⁽¹¹⁾また先駆会社においてすでにその萌芽が認められるようになった持分譲渡の自由は、この会社においてますます顕著となり、これまでの持分という語にかわって株式という語が新しく使用されるように

なり、その売買譲渡はさかんに行なわれて投機の対象となり、しかもこの株式は、のちには均一化される傾向を生じて等額株式制の萌芽を示すとともに、その資本金は次第に確定される方向を示すようになった。⁽¹⁵⁾

またこの会社の機能資本家団は、先駆会社のそれとは異なつて、他の一般出資者群と同様に有限責任を負うことになつていたから、この会社においてはすでに全出資者の有限責任制が確立していることになる。が、しかしこの全出資者の有限責任制は、これまでの先駆会社においてはけつて見ることできなかつた基本的特質であつて、この基本的特質があるからこそ、この会社においては、カールメル制の存在、専制的な取締役選任の方法、および社員總會の欠如など、なお多くの未完成な点があるにもかかわらず、大塚教授は、この「和蘭東印度会社は『株式会社形態への決定的な推転』をなし……『株式会社の起源』としての世界史的意義を獲得するに至つた」といわれているのである。

三つぎに、このような先駆会社から株式会社への推転は、イギリスにおいてもまったく同様に見られるのであつて、イギリスにおいては、一六世紀のなかばごろからロシヤ会社、アフリカ会社、マインズ・ローヤル会社、レヴァント会社などのジョイント・ストック・カンパニー (Joint-stock companies) があいついで設立された。が、これらのジョイント・ストック・カンパニーは、その成立した当初は、これまでのレギュレイテッド・カンパニー (regulated company) にパートナーシップ (Partnership) が癒合せられたものとして、その企業性格はソキエタスもしくはマグナ・ソキエタスであつたけれども、その後会社の企業活動過程が拡大するにつれて、次第にその企業性格を改革し、ついに株式会社としての性格をもつまでに發展したのである。

たとえばジョイント・ストック・カンパニーのなかで、もっとも主導的な役割を演じたイギリス東インド会社についてみると、この会社は、一六世紀終わりごろのオランダ商人の活動に対抗して、ロンドンの商人が中心となつて、

一六〇〇年エリザベス女王の特許状により設立された一大貿易会社であり、はじめの計画は全社員の出資によって東インド貿易に従事するということであつたが、設立後の出資の払込みが予定どおり行なわれなかつたために、その計画を変更して、全社員のうちから実際に払込みを希望するものだけで当座的な個別企業を設立するという、いわば一種のレギュレイテッド・カンパニーとして出発した。ところが一六一三年になると、この会社は、かかる個別企業制を廃止して、全社員の出資により東インド貿易に従事するという合本企業制を採用し、第一次合本から数次にわたる合本企業を設立したが、この合本企業は、事実上は後のものが前のものを引継ぐという形で行なわれ、次第にその永續性を増していった。

したがってかかる合本企業制以後、はじめてこの会社はジョイント・ストック・カンパニーとよばれるものによふさわしいものとなつたのであるが、しかしこの会社は、その設立の当初個別企業制を採用したとき以来、つねに総裁および理事などの重役団が中心となつて、一般出資者から資本の提供をうけ、彼らが専制的に経営を支配したのであるから、その企業的資格は明らかにマグナ・ソキエタスであつたし、しかも彼らは会社機関としての地位において経営を支配し、また各出資者の出資金は持分または株式に分割されて、その売買譲渡が自由に認められていたのであるから、それはさらに先駆会社形態へと発展してしたのである。もっとも各出資者の責任は、オランダの場合とは異なつて、形式的には、いちおう全出資者が出資額に應ずる徴収という間接的無限責任を負うこととなつていたけれども、しかし持分譲渡の自由などのために、実際上は、一般出資者はこの徴収からまぬかれて重役団などの経営支配者のみがこれを負担していたようである。⁽⁸⁾

ところでこの会社は、さらに一六五七年のクロムウエルの改組によつて、これまでには存在しなかつた社員總會が新しく設けられて、ここで重役団の選任その他経営についての重要事項が無記名投票の方法により決議されることに

なった。と同時に、会社の企業活動過程が永続化するにつれて、社員にたいする分配は得られた利潤部分のみを分配するという配当制が確立するとともに、それに応じてこれまでの出資証券であった株券は配当証券化されて、確実な収益をもたらす譲渡自由な証券として、さかんに売買されるようになった。

しかも一六六二年には、チャールス二世によって「破産者に關する布告の条例」(An Act declaratory concerning Bankrupts)が發布され、ついで一六六五年三月に改正された東インド会社・新合本の設立趣意書によって、全社員の有責任が規定され、かくしてこの会社は、これまでの先駆会社形態からさらに株式会社形態へと發展することになった。もつともこのころの株券は、また等額には分割されないでそれぞれの出資額を一括して記載しており、したがって会社の本資額は不規則な端数をもつこととなって、等額株式制はまだ完全には確立されていないという点などにおいて、現在の株式会社と比較するときなお多くの未完成的点を残していた。

四 さて以上に述べたオランダ東インド会社およびイギリス東インド会社の例は、いずれも先駆会社が全社員の有責任制を確立することにより株式会社へと發展したことを示しているが、それではなぜにこの先駆会社は、ことさらに全社員の有責任制を確立せねばならなかったのであるうか。いかえればこの先駆会社は、無機能資本家の出資を譲渡自由な等額の株式制へと發展せしめることによってだけでは、どうしてその大規模化した企業の運営をまっとうすることができなかったのであらうか。

前にも述べたようにマグナ・ソキエタスは、一方において会社機関が設定されるとともに、他方において持分譲渡の自由が認められることにより、先駆会社へと發展したのであるが、この先駆会社においては、かかる譲渡の自由な持分がさらに株式として証券化され、しかもそれが等額へ分割される傾向をさえ示すようになる、その売買譲渡はいよいよよきかんととなり、投機のための売買すら行なわれるようになる。ところが、このように株式の売買が一般化

して、ますます多くの資本が無機能資本家の手から機能資本家のもとへ集められることになる。機能資本家の出資にたいして無機能資本家の出資の割合はいちじるしく増加し、そのために機能資本家の負担する無限責任は、もはやかかる大規模な企業活動過程から生ずる究極の責任を背負いきれなくなる。

詳言すれば、機能資本家は利潤の獲得を目的として会社を設立し、多くの無機能資本家から資本を集める。そして予期のとおりに利潤が獲得された場合には、その一部を無機能資本家に配当して残りを自己が取得することができる。したがって会社を設立すれば、いついかなるときにおいても、かならずかかる予期どおりの利潤が獲得されるというのであれば、機能資本家は、企業の大規模化にもなつて資本の増大が必要となれば、ただちに多くの無機能資本家からその必要とする資本を株式の形態で集めて、企業の経営を支配し、それによって自己に帰属する利潤の分前をますます多くならしめることができる。ところが実際は会社を設立し企業の経営に従事したとしても、かならず予期どおりの利潤が獲得されるとはかぎらないで、むしろ損失さえこうむる場合がある。ことにその当時の外国貿易は、海難、掠奪などの多くの危険をともなつた冒險的・投機的事業であつたがゆえに、事業が成功すれば得られる利潤も巨大であつたかわりに、もしも失敗すればこうむる損害もまた莫大であつたのである。とすれば、この先駆会社における機能資本家は、無機能資本家の出資した資本部分が多くなればなるほど、事業が失敗して莫大な損害をこうむつた場合には、無機能資本家の出資した資本部分で損害を補填しきれない残りの部分が、すべて機能資本家にふりかかり、彼の全個人財産をもつてしても補填しきれない結果を生じ、ついには彼の個人的消費活動はまったく破壊状態におちいらしめられることになる。

かくして先駆会社においては、機能資本家が無限責任を負担せねばならぬということが、それ以上の資本を集めることにたいする阻止的要素となつていのであるから、さらにより大なる資本を集めるためには、かかる無限責任制を

廃止して、彼らの責任を他の無機能資本家と同様に、出資額を限度とする有限責任とすることが必要となり、ここに全社員の有限責任制が確立され、それと同時に機能資本家は、これまでのように無限責任を負担するなどという人的基礎によってではなく、会社機関における地位を、何らかの方法により自分が取得するということによって、会社の経営を支配するようになる。ここに株式会社成立の基本的動機が存在する。

- (1) 大塚久雄著 前掲書 一三七頁。
 - (2) 右同書 下巻一七八頁以下。
 - (3) 右同書 一六九頁。
 - (4) 右同書 一七〇頁。
 - (5) 右同書 一七二頁以下。
 - (6) 右同書 一八〇頁。
 - (7) 右同書 二五二頁以下。
 - (8) 右同書 二八〇—二八二、三〇七頁。
 - (9) この「条例」の解釈については学説がわかれている。スミット教授は、この条例によって株主の有限責任制が確立されたこと (W. R. Scott, *The Constitution and Finance of English, Scottish and Irish Joint-Stock Companies to 1720*, 1912, Vol. I, p. 270) 大塚教授もこれにしがってられる (右同書三二九頁)。しかしながらホールズワース教授はこれに反対して、この条例は単に破産法上の手続に関するものである (W. S. Holdsworth, *A History of English Law*, 1922~1926, Vol. VIII, p. 205) またリトルトン教授も同様の見解をとっておられる (リトルトン会計発達史片野一郎訳 三六〇—三六二頁)。なお、この点については鈴木芳徳氏の詳しい研究がある (株式会社発生史論の問題点 九州大学大学院「経済研究」第一四号)。
- 40 この設立趣意書には「各出資者が会社に対して負へる負債については彼の出資金及び配当金が、責任に宛てらるべきであつて、(それは)この負債または約定が完済される迄留置される」と規定されている。(大塚久雄著 前掲書 三二九頁)。